

入所児童等の移行支援・移行調整の全体像

(「入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き」(令和6年7月2日))

別添1

○障害児入所施設に入所するすべての児童が、自らが希望する成人期に相応しい環境の中で過ごすことができるよう、**都道府県等を中心に**、障害児入所施設、児童相談所、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育等の**関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、計画的に移行支援・移行調整を進め、円滑な移行を図っていく必要**

障害児入所施設

【移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体】

移行支援計画を作成し、当該計画に基づき、自立支援や見学・体験、移行先との調整や移行後のフォローに、都道府県等や関係機関と連携しながら取り組む

入所 入所支援計画に基づき支援

○本人支援(暮らしと育ちの支援) ○家族支援
※意思形成支援・意見表明支援

15歳～ 移行支援計画の作成
計画に基づき移行調整・移行支援

・移行後を見据えた自立支援
・見学・体験・移行先候補と調整、体験利用
※移行が困難なケースは個別の協議の場も活用

移行先決定

・相談支援事業所等との調整
・移行先への情報提供・助言等
※行政と連携し権利擁護に必要な対応も検討

～満18歳 退所(移行)
(最長でも満23歳に達するまで)

・移行後のフォロー
(本人への相談援助/移行先への助言等)

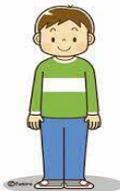
都道府県・指定都市【移行の責任主体】

移行対象者の状況把握・進捗管理を行うとともに、「協議の場」を設置・開催し、関係機関が連携した、個別の困難ケースへの対応と、地域の体制・支援の仕組み等の整備・充実を進める
※広域調整・広域連携や、入所の給付決定・措置の延長にも対応

全体の協議の場(代表者等の会議)

全体の進捗管理/地域の体制・支援の仕組み等の整備・充実

- ・移行支援・移行調整の状況の共有・進捗管理
- ・地域の支援体制や支援の流れ・取組の確認・充実の検討
- ・地域資源の把握・共有と調整・開発
- ・個別の協議の場における協議内容の共有・助言
- ・関係機関や地域への情報発信



個人の意向を最大限尊重
将来にわたるウェルビーイングの実現

移行支援
関係機関
連携会議
*施設主催

個別の協議の場 (担当者等の会議)

個別の困難ケースの対応を推進

- ・状況・課題の共有
- ・支援方針の検討・決定

連携・協働・参画

障害福祉サービス事業所

見学や体験機会の提供、
移行後の支援提供

保健・医療

保健・医療面での助言援助・取組

教育

学校の教育・支援とも連携させながら助言援助・取組

発達障害者支援センター
医療的ケア児支援センター

専門的見地から助言援助・取組
※支援のスーパーバイズ(発達)や調整(医療)も

当事者団体

当事者の視点から助言援助・取組

児童相談所

入所児童の状況や支援をフォローする立場から、助言援助・取組

市町村

地域生活を支える立場から、障害福祉サービスの給付決定、地域の情報提供・調整の援助、地域資源の開発、管内の事業所等への情報提供・助言援助、住民への啓発等地域の環境整備

基幹相談支援センター

相談支援の中核的機関として、体験利用先・移行先等に係る助言援助・取組、相談支援事業所が決まるまでの間の相談援助、決まった後の相談支援事業所のサポート

相談支援事業所

移行先決定後・移行後のサービス等調整

地域生活支援拠点等

移行に向けた体験利用、地域生活支援(緊急時対応等)